

○ 財務省告示第百九十四号
平成二十一年五月二十五日より告示する。政府短期証券(第二十七回)に規定に基づき、大蔵省の発行条件等を次のように定む。

第一項 第二回のとおり告示する。政府短期証券(第二十七回)に規定する。

第二項 第二回のとおり告示する。政府短期証券(第二十七回)に規定する。

第三項 第二回のとおり告示する。政府短期証券(第二十七回)に規定する。

四 発行方法の適用振替法の法律条項及び根拠の法律発行号名稱及び記述

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九條昭和二
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年法第十二
特の者財同一発行価に日本銀行の法第十一
別にご務時と行格付本銀もとい
參よと大にい(以競争して行のう。)と
加るに臣行う。下入行とと
者発応がわ。各れ及一札わす。行募各
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定法

財務大臣与謝野馨

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の 各 も 各 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 四 万 五 万 千 二 兆 七 二 千 三 千 百 円 千 二 五 百 百 十 六 円 九 十 億 八 七 千 九 百 百 四 十 三	額 面 金 額 度 で 四 千 兆 三 百 六 百 八 十 七 億 円	込 募 各 申 の 度 債 応 額 募 の 額 範 特 を 囲 別 割 内 参 り に 加 當 お 者 て い ご て い ご と る 。 各 の 申 応 り い

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 債	争 別	非 債	者 債	特 市	国 市	入 札	価 格	發 競	發 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	金 期 限	・ 札 格 競	別 第 參	債 市 場	債 市 場	市 競	競 市 場	行 札 發	行 競 發	格 競 發	日 市 發
平 成 二 十 一 年 五 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 と 支 き 払 は う 、 そ の 銀 翌 營 業 業 日	償 還 る し 償 一 年 、 期 月 の 銀 行 休 業 業 日	當 た だ 成 成 と 、 一 年 八 月 二 十 四 日	平 成 二 十 一 年 五 月 二 十 五 日	十 五 錢 六 毛 上 圓 に つ き 九 十 九 九	額 面 金 額 百 百 圓 そ れ ぞ れ 九 九 九 九	額 面 錢 額 額 百 圓 に そ れ ぞ れ 九 九 九 九	格 面 金 格 額 百 圓 に そ れ ぞ れ 九 九 九 九	十 五 錢 十 錢 額 百 圓 に そ れ ぞ れ 九 九 九 九	額 面 錢 額 額 百 圓 に そ れ ぞ れ 九 九 九 九	平 成 二 十 一 年 五 月 二 十 五 日	

す
る
。
又
は
の
記
金
額
は
、
に
よ
る
も
の
と